

令和6年11月

総 会 議 事 録

萩市農業委員会

令和6年11月総会

萩市農業委員会総会議事録

11月21日(木) 午前9時30分 開会 場所 萩市役所大会議室

○提出議案

- 議案第59号 農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する可否決定について
- 議案第60号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する可否決定について
- 議案第61号 農用地利用集積計画の決定について
- 議案第62号 現況確認書の交付について

○出席委員(18名)

1番 金子哲也	2番 鈴川肇
3番 中野恵子	4番 岩本裕子
5番 長富繁美	6番 草野隆司
7番 大田忠男	8番 中村博
9番 矢次利典	10番 原川久美子
11番 品川民雄	12番 大石博則
13番 横山喜一郎	欠席 原田知美
15番 藤田芳昭	16番 守永正範
17番 三村浩一	18番 松田由美子
19番 片岡兼雄	

○議事録署名委員

2番 鈴川肇 16番 守永正範

○議 事

- 事務局長 ただいまから、令和6年11月萩市農業委員会総会を開催いたします。農業委員会委員19名中、18名の出席があり、萩市農業委員会議事規則第8条の規定により総会が成立したことを報告します。
- 本日の議長は、萩市農業委員会議事規則第5条の規定により会長にお願いします。

会 長 開会のあいさつ

議 長 これより議事に入ります。
議事録署名委員及び会議書記の指名を行います。議事録署名委員ですが、議長から指名させていただくことにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議 長 それでは、議事録署名委員は、2番 鈴川委員、16番 守永委員
をお願いいたします。
なお、会議書記は事務局職員にさせます。

議 長 議案第59号「農地法第3条第1項の規定による許可申請について」
を議題に供します。事務局は説明をお願いします。

事 務 局 それでは、第59号第1項について説明いたします。議案は、2
ページになります。

(スクリーンに位置図を表示)

去る11月7日、●●●委員さん、●●●推進委員さん、事務局
で現地確認を行いました。

申請地は、●●●から北西へ約640mに位置し、●●●の横に
あります赤丸でお示した箇所となります。

申請地は●●●で、地目は登記・現況ともに畑、面積は、323
㎡です。

譲受人は●●●の●●●さんで、耕作面積は323㎡です。権利
の種類は所有権移転で贈与です。譲渡人は、●●●の●●●さんで
す。

申請の理由ですが譲渡人の●●●さんは、県外在住で農業後継者
もいないため、共有名義となっている当該農地の自身の持ち分9分
の1を妹である譲受人の●●●さんへ譲渡することとして打診をし
ておられました。

譲受人の●●●さんは、自宅に隣接する農地で、これまでも実質
的な農地の耕作・管理も行っておられたことから、引き続き、当該
農地を管理されるご意思もあり、譲渡人からの申出を受けることと
して、双方合意の上、本申請に至ったものでございます。

譲受人の●●●さんは、年齢●●●歳で農業経験年数は30年、農業従事日数は120日です。

営農計画ですが、申請地において自家消費が中心となりますが、夏みかんの栽培を行われます。

農機具の保有状況ですが、草刈機や枝切ばさみなどの農機具をお持ちです。

以上、農地法第3条第2項各号には該当がないため、許可要件をすべて満たしています。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議 長 説明が終わりました。●●●地区担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

(担当委員が挙手)

議 長 はい、●●●委員をお願いします。

第17番 この件につきまして、11月7日に、●●●推進委員さんと私、そして事務局とで、現地確認をいたしました。ご覧のように夏みかんの木が1本か2本植えられていて比較的草もないところですが、これからの計画として、夏みかん栽培を予定されているということでございます。近年、夏みかんの需要も結構あると思いますので、上手くできる販売をされたらいいと思います。特に問題はないと思いますので、ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

議 長 これより質疑に入ります。質疑はありますか。

(質問、意見なし)

議 長 それでは採決いたします。第1項について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長 全員賛成ですので、第1項は原案のとおり決定いたしました。

議 長 事務局は第2項の説明をお願いします。

事務局 それでは、第2項の説明をいたします。

(スクリーンに位置図を表示)

去る11月7日、●●●委員さん、●●●推進委員さん、事務局で現地確認を行いました。

申請地は、●●●から南へ約850mに位置し、赤丸でお示した箇所となります。●●●から少し裏手側になりまして、●●●というところになります。

申請地は、●●●で、地目は登記・現況ともにすべて畑、面積は450㎡、譲受人の自宅に隣接する農地になります。

譲受人は●●●の●●●さんで、耕作面積は998㎡です。権利の種類は所有権移転で贈与です。譲渡人は譲受人の兄にあたる●●●の●●●さんで、ご兄弟で持分2分の1ずつ所有権の設定がごさいます。

申請の理由ですが、譲渡人の●●●さんは、県外在住で農業後継者もいないため、弟である●●●さんへ自身の持分を譲渡することとして打診され、この申出を受けることとして、双方合意の上、本申請に至ったものでございます。

譲受人の●●●さんは、年齢●●●歳で農業経験年数は22年、作業従事日数は70日です。

営農計画ですが、申請地において自家消費が中心となりますが露地野菜の栽培を行う予定です。現状もスライドにありますように、きれいに管理をされておりました。

農機具の保有状況ですが、耕運機や草刈機など、営農に必要な作業機械を所有されておられます。

以上、農地法第3条第2項各号には該当がないため、許可要件をすべて満たしています。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議 長 説明が終わりました。●●●地区担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

(担当委員が挙手)

議 長 はい、●●●委員お願いします。

第17番 現在もきれいに管理されておりますし、これからも引き続き家庭菜園として、農地を守っていかれると思いますので、特に問題はないものと思います。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

議 長 これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

(質問、意見なし)

議 長 それでは採決いたします。第2項について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長 全員賛成ですので、第2項は原案のとおり決定いたしました。

議 長 事務局は第3項の説明をお願いします。

事 務 局 それでは、第3項の説明をいたします。

(スクリーンに位置図を表示)

去る10月31日、●●●委員さん、●●●推進委員さん、事務局で現地確認を行いました。

申請地は、●●●から南へ約580mに位置し、赤丸でお示した箇所となります。

申請地は●●●ほか1筆で、地目は2筆ともに登記、現況が畑、面積の合計は129㎡です。

譲受人は●●●の●●●さんで、耕作面積はございません。権利の種類は所有権移転で売買です。譲渡人は●●●の●●●さんです。

申請の理由ですが、譲渡人の●●●さんは、市外在住で施設へ入所のため耕作の継続が困難であり、農業後継者もないことからご実家の住宅物件と併せて当該農地を譲受人の●●●さんへ売買による譲渡の打診を行っておられました。

譲受人の●●●さんは、取得する自宅に隣接する農地で作業性も良いことから譲渡人からの申出を受けることとして、双方合意の上、本申請に至ったものでございます。

譲受人の●●●さんは、年齢●●●歳、ご主人が●●●歳で農業経験年数はご夫婦ともにございません。農作業従事日数はご夫婦ともに150日の予定です。

営農計画ですが、申請地において自家消費が中心となりますが露地野菜等の栽培を行われるご予定です。写真のように、奥のほうに柚子の木が少し、柿の木も植えてありました。

農機具の保有状況ですが、鋤・鎌等を保有されており、必要に応じて草刈機などの作業機械を導入されるご予定です。

以上、農地法第3条第2項各号には該当がないため、許可要件をすべて満たしています。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議 長 説明が終わりました。●●●地区担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

(担当委員が挙手)

議 長 はい、●●●委員をお願いします。

第 8 番 この件につきまして、今事務局の説明がありましたとおり、10月31日に、現地確認を行いました。●●●推進委員さんと私と事務局、そして当日は農地パトロールもありましたので、●●●会長もお見えになりました。

現地ですが、この写真は擁壁がありますが、いわゆる急傾斜地の始点のところで、説明のとおり、梅の木や柚子、柿の木が植えられており、ここは野菜を作っても陰であまり良くないと思いますが、もう一筆のところは畑に最適だと思います。心配はないと思いますので、ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

議 長 これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

(質問、意見なし)

議 長 それでは採決いたします。第3項について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長 全員賛成ですので、第3項は原案のとおり決定いたしました。

議 長 事務局は第4項の説明をお願いします。

事務局 それでは、第4項の説明をいたします。

(スクリーンに位置図を表示)

去る10月31日、●●●委員さん、●●●推進委員さん、事務局で現地確認を行いました。

申請地は、●●●から南へ約550mに位置し、赤丸でお示した箇所となります。先ほどの、第3項の場所と同じ地区で所有者は同じです。

申請地は●●●ほか1筆で、地目は2筆ともに登記、現況が畑、面積の合計は38㎡です。

譲受人は●●●の●●●さんで、耕作面積はございません。権利の種類は所有権移転で贈与になります。譲渡人は●●●の●●●さんです。

申請の理由ですが、譲渡人の●●●さんは、市外在住で施設へ入所のため耕作の継続が困難であり、農業後継者もないことから当該農地を譲受人の●●●さんへ贈与による譲渡の打診を行っておられました。

譲受人の●●●さんは、自宅から200m以内と近いことから作業性も良いため、譲渡人からの申出を受けることとして、双方合意の上、本申請に至ったものでございます。

譲受人の●●●さんは、年齢●●●歳、奥様が●●●歳で農業経験年数はご夫婦ともに10年です。先ほど、耕作面積はないと言いましたが、作業受託で耕作されている農地がありますので、10年の作業経験がございます。農作業従事日数はご夫婦ともに200日となっています。

営農計画ですが、面積も小さいため、申請地において自家消費が中心となりますが露地野菜等の栽培を行われるご予定です。

農機具の保有状況ですが、耕運機や軽トラックなど営農に必要な作業機械を保有されており、必要に応じて草刈機などの作業機械を導入されるご予定です。

以上、農地法第3条第2項各号には該当がないため、許可要件をすべて満たしています。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議 長 説明が終わりました。●●●地区担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

(担当委員が挙手)

議 長 はい、●●●委員をお願いします。

第 8 番 この件につきまして、今事務局より説明があったとおりでござい

ます。衛星写真に点々がありますが、その一つ一つの地主がそれぞれ違って、●●●と市道に囲まれた間のくぼ地なのですが、すでにほかのところも耕作され適切に管理されていて、そういうようなことで問題ないと思います。どうぞ、ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

事務局 昔、育苗用の苗床があったようです。

議長 これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

(質問、意見なし)

議長 それでは採決いたします。第4項について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長 全員賛成ですので、第4項は原案のとおり決定いたしました。

議長 議案第60号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」を議題に供します。事務局は、説明をお願いします。

事務局 それでは、議案第60号第1項について説明いたします。議案は4ページです。

11月7日、●●●委員さん、●●●推進委員さんと事務局で現地調査を行いました。

(スクリーンに位置図を表示)

申請地は、●●●から南へ490mの市道沿いに位置する、第一種中高層住居専用地域内にあり、過去に公共投資の対象となっていない周囲を宅地に囲まれた小農地で、農地法施行規則第44条第3号に規定される第3種農地です。

申請地は、●●●、地目は、登記・現況とも畑、面積は234㎡です。

申請地と宅地の一体利用地を含めた合計面積は361.54㎡です。

転用者は、●●●の●●●さんで、所有者は●●●の●●●さんです。

●●●さんは、●●●さんの息子さんになります。
権利区分は、使用貸借による権利の設定となります。
場所は、●●●横の●●●の筋の、市道●●●線沿いにある農地になります。これを突き抜けると●●●の筋になります。
現在、ここに建物がありますが、これは崩されるということです。
写真の説明をします。

(写真の説明 4枚)

転用目的ですが、現在、転用者の●●●さんは、近年まで他県に居住されていましたが、定年により萩に帰って来られ、兄の●●●さん名義の住宅に母親と同居されていますが、自己用住宅を建築するため、申請地及び併用地である兄名義の宅地を使用貸借し、自己用住宅1棟を整備するものです。

(スクリーンに分間図を表示)

隣接農地の関係ですが、周りはすべて宅地に囲まれており、隣接農地はありません。

(スクリーンに配置図を表示)

次に土地利用計画図ですが、木造瓦葺2階建ての自己用住宅1棟、建築面積94.6㎡を整備される計画です。

敷地面積は併用地の宅地を含め361.54㎡で一般住宅500㎡以下の敷地面積基準を満たしており、建ぺい率は26.2%で、一般住宅の22%以上の基準を満たしており適当です。

用排水計画ですが、雨水は、敷地内に溜枡を設置し、併用地の宅地内にある既存の排水口に接続し東側市道内の道路側溝に放流し、汚水は、南側にある兄名義の宅地内の公共マスに接続させ、同じく東側市道内の公共下水道に流すため適当です。

被害防除計画ですが、真砂土で10cm埋立て整地し、北側及び西側は既存のコンクリートブロック塀があるため土砂の流出等のおそれはなく適当です。

こちらが平面図となります。1枚目が1階、2枚目が2階の平面図となります。

こちらが立面図となります。建物の高さは6.5mです。

以上、ご審議のほど、よろしくお願いします。

議 長

説明が終わりました。●●●地区担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

(担当委員が挙手)

議 長 はい、●●●委員お願いします。

第 1 7 番 この件につきまして、11月7日、●●●推進委員さん、私と事務局で現地確認をいたしました。

ご覧のように、周りを住宅に囲まれて、その中で、草ぼうぼうの一角になっている状態でございます。定年で萩に帰る息子のために宅地として貸し付けたいとのことで、草が生い茂っている状態よりはよいことだと思います。特に問題ないものと思いますので、ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

議 長 これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

(質問、意見なし)

議 長 それではないので、採決いたします。第1項について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長 全員賛成ですので、第1項は原案のとおり決定いたしました。

議 長 事務局は第2項の説明をお願いします。

事 務 局 それでは、第2項について説明いたします。

11月7日、●●●委員さん、●●●推進委員さんと事務局で現地調査を行いました。

(スクリーンに位置図を表示)

申請地は、●●●から南西へ730mの市道沿いに位置する、第一種低層住居専用地域内にあり、過去に公共投資の対象となっていない、住宅地内に夏柑畑が点在している地域にある小農地で、農地法施行規則第44条第3号に規定される第3種農地です。

申請地は、●●●、地目は、登記現況とも畑、面積は549㎡です。

申請地と宅地の一体利用地を含めた合計面積は593.66㎡です。

転用者は、●●●の●●●さんで、所有者は●●●の●●●さんです。

場所ですが、●●●から西に450mほど行った、市道●●●線沿いにある農地となります。この黄色が併用地、こちらが申請地になります。

(写真の説明 4枚)

転用目的ですが、宅地建物取引業の免許を持つ●●●さんが、所有者の●●●さんから売買の相談があり、立地条件等を考えた結果、申請地を買い受け、用途地域内で2区画の宅地分譲を行うため土地の造成を行うものです。

所有者の●●●さんは遠方に住んでおり高齢により耕作ができないので、売却を考えられたものです。

(スクリーンに分間図を表示)

隣接農地の関係ですが、北側は●●●さん所有の畑、東に●●●さん所有の畑がありますが、隣接農地承諾書も添付されており、特に問題はありません。●●●さんと●●●さんは姉弟になられます。

(スクリーンに配置図を表示)

次に土地利用計画図ですが、南側の市道から幅員5mの進入路72.91㎡を設けて、231.80㎡～289.41㎡の区画で2区画造成する計画です。

実測の全体面積は594.12㎡となります。

宅地造成後の用排水計画ですが、雨水は、区画Aについては敷地内に設置する溜枡から南側市道内の道路側溝へ放流し、区画Bについては敷地内に設置する溜枡から北側にある既存側溝を経由させ東側市道内の側溝へ放流させます。

汚水は、新設する進入路を経由して南側市道内の公共下水道に流すため適当です。

被害防除計画ですが、柑橘を伐採し、地ならし程度で整地し、西側は市営住宅がありまして、既存ブロック塀及び生垣、南側も既存の生垣があるため、土砂の流出等のおそれはなく適当です。以上、ご審議のほど、よろしくお願いします。

議長 説明が終わりました。●●●地区担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

(担当委員が挙手)

議 長 はい、●●●委員お願いします。

第 17 番 この件につきまして、11月7日、●●●推進委員さん、私と事務局で現地確認をいたしました。

内容については、事務局の説明のとおりです。写真のとおり、柑橘の木が4、5本残っておりますが、特に何かを作っているということもなく、また所有者も遠方におられるため、管理も困難なためこのまま放置して荒らして景観が悪くなるよりは、●●●に売買したほうがよいと考えられたようです。隣接する農地が二筆ありますが、隣接農地承諾書も取っておられますので、特に問題はないものと思われますので、ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

議 長 これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

(●●●委員が挙手)

第 7 番 宅地が2区画あって、大きい区画の方の雨水排水処理について、裏側は既存の水路があるという説明があったと思うのですが、その水路そのものは、個人の水路なんですか。

事 務 局 こことことに畑があるのですが、雨水の関係と思われるのですが、側溝を整備されておりました。個人の側溝です。この畑側に入っています。

第 7 番 個人の側溝でいいのですが、今はご兄弟ということですが、転売されて第三者に変わったときに、個人の土地の中を通っている水路なので、後日もめごとが起こりませんか。

事 務 局 そこまでは、聞いておりませんが、雨水を流すだけなので。

第 7 番 家が建ってしまうと、永久的なものなので、例えば●●●が後ろの土地を買いました。雨水は他人の土地の中に流れていきますので、権利的なものが発生しませんよね。公共性のない水路なので、実際●●●が買いました。買った人がそこに雨水が出てくるということは、本来関連が取れないので、こちらの所有者の人が承諾をされているのか、そのへんが、後日の証として取っておかれた方が良いのかなという気がいたします。

事務局 今の関係で、先ほど親戚と言いましたけれども、息子さんがここを買われる予定というのも聞いておりますが、第三者が買われるかもしれないし、ちょっとわからないのですが。

第 7 番 そこが、心配なところかなと思います。

議 長 ただいまの●●●の意見について、何かご意見はございませんか。

(質問、意見なし)

議 長 事務局の方で、例えばそこの水路の使用権について、これが先だって問題になるのではないかとということですが、これについての対応について何かありますか。

事務局 あくまで雨水なので、どうなのかなと思いますが。

議 長 雨水はわかるけど、ほかの方が買われた場合は、よその土地についた水路を利用するということになりますよね。

事務局 区画Bの方は、側溝が入っていて側溝を含めての土地なので、問題はここですね。

第 7 番 そうです。そこに流れていくのは、問題があるのかなと思います。

事務局 ●●●に確認してみます。

事務局 許可要件に具備するまでないかもしれませんが、ハウスメーカー、申請者に対しては、そこの懸念があるということは申し添えて、話をしようかなと思います。

議 長 それでは、今の条件をもって、採決いたします。第2項について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長 賛成多数ということで、第2項は原案のとおり決定いたしました。

議長 議案第61号「農用地利用集積計画の決定について」を議題に供します。事務局から説明をお願いします。

事務局 それでは、議案第48号「農用地利用集積計画の決定について」説明いたします。

農用地利用集積計画の作成について、農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律(令和4年法律第56号)附則第5条により、改正前の農業経営基盤強化促進法第18条第1項で、『同意市町村は、農林水産省令で定めるところにより、農業委員会の決定を経て、農用地利用集積計画を定めなければならない。』とされています。そのため、農業委員会での審議が必要になります。農用地利用集積計画について市農政課から諮問がありましたので、ご審議いただきます。

このたびの集積計画案ですが、相対と中間管理事業により新しく借り手が決まった新規契約を行うもの、そして利用権の移転手続きを行うものを上程するものです。公告は11月29日付となります。

それでは最初に、農地中間管理事業による利用権設定の状況についてご説明をいたします。

12月1日にやまぐち農林振興公社を通じて利用権設定されるものは、萩地域、田万川地域、むつみ地域において新規設定がございまして、総件数が8件、筆数が19筆、地目はすべて田で、面積の合計は25,929㎡となります。

次のページから各地域ごとの集積計画の内容を記載しております。中間管理事業に係る利用権設定については以上です。

続いて、相対による利用権設定の状況についてご説明いたします。

別紙2の利用権設定状況(令和6年12月1日)の資料をご覧ください。

12月1日に新規若しくは更新により利用権設定されるものですが、総件数が222件、筆数が521筆、田の合計が665,378㎡、畑の合計が81,534㎡、全体の面積合計は746,912㎡となります。

次のページ以降にそれぞれの地域ごとの集積計画の内容を記載しております。

相対による利用権設定については以上です。

このたびの集積計画案において、借り手は農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件をみたしていると考えます。説明は以上です。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

議長 説明が終わりました。発言のある方は挙手をお願いします。

(●●●委員が挙手)

第 8 番 別紙 2 の●●●地区の更新について、8 枚目ですが、●●●の相対の契約について、農林振興公社を通していないのは何か、意味があるのですか。

事 務 局 1 筆こちらの筆だけは、●●●からの申出で相対でやりたいということで、その後の管理、もしかしたら今後売買等の動きがあるのか、法人さんの方から、こちらの筆は公社通しから外してほしいということで、相対にしたかたちでございます。

議 長 ほかにございませんか。
ないようですので、採決いたします。議案第 6 1 号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長 全員賛成ですので、議案第 6 1 号は原案のとおり決定いたしました。

(報告事案 1)

議 長 議案第 6 2 号「現況確認書の交付について」を議題に供します。事務局は説明をお願いします。

事 務 局 それでは、第 6 2 号の第 1 項について説明いたします。議案は 7 ページです。

(スクリーンに位置図を表示)

1 1 月 7 日、●●●委員さん、●●●推進委員さんと事務局で現地確認を行いました。

申請地は、●●●から南東に 1. 8 k m に位置する、●●●、登記地目は畑、面積は 1 0 0 m²外 1 0 筆で合計面積は 1, 5 7 2 m²です。

申請人は、●●●の●●●さんです。

こちらが申請地で、●●●という所で山林に囲まれた地域で、近くに●●●があります。

申立てによると、申請地 1 1 筆は平成 2 0 年に相続したが、相続

する以前より耕作者が不在であり、少なくとも相続した当時から現在までの16年以上に渡って耕作しておらず、森林・原野化しているとのことです。

本調査によると、●●●、●●●は竹林化し、●●●は雑木等が生い茂り、残りの●●●外7筆は長狭物、道路として利用されており、農地としての現況をとどめていないので、非農地に認定したものです。

なお、長狭物とは、地籍調査独自の用語で、道路、河川、鉄道線路等の細くて長い敷地を持つものを長狭物と言います。現在の地積図では、この長狭物については図面上には表示されていません。閉鎖分間を探して分筆されておりましたので、この2筆についてはちゃんとした図面が残っておりました。残りのこの筆については真横に元地番がありまして、文筆した経緯が昭和23年とかそれくらいのところで、閉鎖台帳を見ながら敷地を確認しております。以上、報告いたします。

議 長 説明が終わりました。発言のある方は挙手をお願いします。

(発言なし)

議 長 特に発言がないようですので、以上で議案62号の報告は終わります。

議 長 以上をもちまして、本日の議案の審議並びに報告事項は全て終了いたしました。これで、萩市農業委員会総会を閉会いたします。

午前10時12分 閉会